

(案)

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和38年12月21日法律第182号）第10条、第11条、第13条及び第14条の規定により、平成24年度において採択替えが行われる学校教育法附則第9条の規定による小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）で使用する教科用図書の採択に関する次の事項について諮問します。

奈良県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択が適正かつ公正に行われるための指導、助言又は援助について

平成24年4月 日

平成24年度奈良県教科用図書選定審議会会長 殿

奈良県教育委員会